

介護

介護保険に関する税控除

介護保険料は社会保険料控除の対象となっています。

控除できる金額は、その年に実際に支払った金額、公的年金から特別徴収（年金天引き）された金額の金額です。平成27年中に納めた介護保険料の金額は、次の方法で確認できます。

●特別徴収（年金天引き）の方／公的年金などの源泉徴収票（1月頃に日本年金機構などから送付予定）
※年金受給者本人以外の社会保険料控除として確定申告・町県民税申告することはできません。

●納付書で納めた方／納付時の領収書

●口座振替で納めた方／口座振替利用明細書（12月中旬に長寿支援課から送付済み）

☎金屋庁舎長寿支援課

税金

家屋・土地の変更の届け出しは税務課まで

固定資産税は、毎年1月1日現在で、土地・家屋・償却資産を所有し

ている方に課税されます。

平成27年中に新築・増築・取り壊しのあった家屋または、田畑を造成したなど、用途の変更があった土地については、税務課まで届け出てください。

☎吉備庁舎税務課

償却資産の申告をお忘れなく！

会社や個人で工場や商店を営んでいる方、アパートや駐車場などを貸し付けている方が、その事業のために所有する構築物・機械・備品などの固定資産（土地、家屋、自動車を除く）を償却資産といい、1月1日現在における当該償却資産について、2月1日（月）までに申告しなければなりません。期限間近になりますと窓口が混み合いますので、なるべくお早め（1月中旬頃）提出していただきましょう。

●太陽光発電設備を設置された方も申告の対象になります！
太陽光パネルなどの太陽光発電設備（再生可能エネルギー発電設備）を設置した時は、固定資産税の課税対象となり、償却資産（固定資産）として町への申告が必要な場合があります。申告案内を送付しますのでご連絡ください。

☎吉備庁舎税務課

軽自動車などのご確認をお願いします

盗難や事故などで存在しないのに、軽自動車税が請求されている原動機付き自転車や軽自動車はありますか。

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。原動機付き自転車や軽自動車がないからと軽自動車税を納めずにいると延滞金が発生します。必ず廃車の手続きを行ってください。

●軽自動車／軽自動車検査協会和歌山事務所 ☎050・3816・1846

●軽二輪・小型二輪自動車／近畿運輸局和歌山運輸支局 ☎050・5540・2065

●125cc以下の原動機付き自転車・ミニカー・小型特殊自動車／吉備庁舎税務課・金屋庁舎やすらぎ福祉課・清水行政局住民福祉室・各出張所

☎吉備庁舎税務課

復興特別所得税の記入漏れに注意

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。申告書の作成にあたっては、

「復興特別所得税額」欄・「所得税及び復興特別所得税の額」欄の記入漏れがないようにご注意ください。
※還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税」欄の記入が必要です。

☎湯浅税務署 ☎63・5351

公的年金などを受給されている方へ

公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要はありません。

※この場合であっても、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

※所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことは吉備庁舎税務課までお尋ねください。

☎湯浅税務署 ☎63・5351